

# 社会福祉法人 伸こう福祉会 後援会 会則

## (名称)

第1条 本会は、「社会福祉法人伸こう福祉会後援会 クロスハート&キディファミリー」と称する。

## (所在地)

第2条 本会の所在地は、「横浜市南区日枝町1-5 (4階)」に置く。

## (目的)

第3条 社会福祉法人伸こう福祉会では、“たくさんのよきものを人生の先輩たち、後輩たち、そして地域に捧ぐ”という理念のもとに子供から高齢者まで様々な支援活動が展開されています。

本会は、利用者、家族、地域住民、そして伸こう福祉会で働く人々がフラットな関係で、会員と法人のパイプ役として同法人の健全な発展に必要な協力・援助を行い、その展開に寄与することを目的とします。本会の活動を通じ、高齢者から子どもまでが安心して暮らせる社会づくりに貢献します。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会報等の発行及び配布
2. 勉強会、講演会等イベントの開催及び後援
3. ボランティア及びその募集の協力
4. 社会福祉法人伸こう福祉会との連携及び互助
5. その他本会の目的達成のために必要な事業

## (会員・会員区分)

第5条 本会の会員は、第3条の目的に賛同し、入会申込書を提出した個人及び法人によって構成する

### 2 会員の区分は次のとおりとする

個人会員 本会の目的に賛同する個人  
法人会員 本会の目的に賛同する法人

## (役員・役員会)

第6条 本会は、次の役員を置く。(敬称略)

会長	1名	角田宏子
役員	3名	中島多美子・児島俊美・青山加幸
事務局	1名	宇田川幸子
会計監査	1名	坂口律江

- 2 役員は、本会会員より選出する。
- 3 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 役員会は、会長の招集により随時開催する。

#### 第7条 (本規約の変更)

本規約は会員の過半数の合意が取れる場合  
条文に関わる重要な変更が出来るものとし  
軽微な変更は役員会で変更できるものとする

(経費)

第8条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充当する。

(会費)

第9条 本会の会費は、次のとおりとし、会員の申出により2口以上の会費とすることができる。

個人会員 1口 2,000円(年額) ※但し、18歳以下は無料

法人会員 1口 10,000円(年額)

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 附 則

伸こう福祉会後援会「クロスハート&キディファミリー」は平成31年1月1日に設立し、  
本規約は、平成31年1月1日より実施する。

この規約の変更は、令和5年6月11日から施行する。

この規約の変更は、令和6年6月29日から施工する。

以上